各位

会 社 名 アジア開発キャピタル株式会社 代表者名 代表取締役社長 アンセム ウォン ANSELM WONG

(コード:9318 東証第2部) 問合せ先 IR 推進執行役員 山内 沙織 (TEL.03-5534-9614)

株式会社東京機械製作所の当社らに対する 2021 年 11 月 19 日付け書面「貴社らの 11 月 17 日付け誓約書等について」に対する当社らの見解

当社は、2021年11月17日付け東証適時開示「株式会社東京機械製作所に対する誓約書の差入れに関するお知らせ」(以下「ADC開示(11/17)」といいます。)によりお知らせしたとおり、アジアインベストメントファンド株式会社(以下当社と併せて「当社ら」といいます。)とともに、株式会社東京機械製作所(以下「東京機械製作所」といいます。)に対し、同日付け誓約書(ADC開示(11/17)の別紙。以下「本誓約書」といいます。)を差し入れました。

当社らは、同月 19 日、東京機械製作所から、本誓約書に関し、「貴社らの 11 月 17 日付け 誓約書等について」と題する書面(別紙 1。以下「TKS 書面(11/19)」といいます。)を受領 しました。また、東京機械製作所は、TKS 書面(11/19)の送付について、同日付け東証適時開示「(開示事項の経過)アジアインベストメントファンドらから提出された誓約書等に関する当社からの書簡の送付についてのお知らせ」(以下「TKS 開示(11/19)」といいます。)により公表・開示をしています。

当社らは、本日、東京機械製作所に対し、TKS 書面 (11/19) に対する回答書面 (別紙 2。 以下「本誓約補充書」といいます。)を送付しましたので、お知らせします。以下では、TKS 書面 (11/19) に対する当社らの見解及び今後の方針を御説明いたします。

記

- 1. 別紙資料について
- (1) 当社らが東京機械製作所から受領した書簡
- ・別紙 1:2021 年 11 月 19 日付け「貴社らの 11 月 17 日付け誓約書等について」(TKS 書面 (11/19))
- (2) 当社らが東京機械製作所に送付した書簡
- ・別紙 2:2021 年 11 月 22 日付け「「貴社らの 11 月 17 日付け誓約書等について」と題する書面を踏まえた誓約書の補充書(本誓約補充書)
- 2. TKS 書面(11/19)に対する当社らの見解及び今後の方針

まず、冒頭に申し上げるべきことは、当社らの基本方針は、

- ① 今般の司法判断を遵守して行動すること
- ② 誓約及びその遵守により、東京機械製作所に本新株予約権無償割当ての実行を中止していただき、本件対抗措置の不利益を回避すること

でございます。

このことは、当社らが東京機械製作所に差し入れた本誓約書並びに ADC 開示(11/17)及び同月 18 日付け東証適時開示「株式会社東京機械製作所による新株予約権無償割当ての差止仮処分命令を求める申立てに係る許可抗告及び特別抗告の申立てに対する棄却決定のお知らせ」(以下「ADC 開示(11/18)」といい、ADC 開示(11/17)と併せて「ADC 開示(11/17・18)」といいます。)に記載したとおりです。

これに対し、東京機械製作所は、TKS 開示(11/19)により、「当社株式に係る株券等保有 割合を 32.72%まで低下させた後に新たに当社株式の大規模買付行為等を実施する可能性を 示唆しております。」、「貴社らにおいて、当社株式に係る株券等保有割合を32.72%まで低下 させた後に当社株式に対する公開買付け (TOB) その他の大規模買付行為等を実施する可能 性を留保しているのであれば、貴社らは、本誓約書の文言にかかわらず、「大規模買付行為 等」を実施しない旨を誓約していないことは明らかです。」、「当社としては、アジアインベ ストメントファンドらが、本件プレスリリースにおける、当社株式に係る株券等保有割合を 32.72%まで低下させた後において当社株式に対する公開買付け(TOB)その他の大規模買 付行為等を実施(移行)する可能性を示唆している文言(「今もなお、東京機械製作所の経 営支配権の取得を目指していることに変わりはありません」等、同様の趣旨の文言を含みま す。)を本件プレスリリースと同様の形式により撤回し、アジアインベストメントファンド らが当社株式に係る株券等保有割合を 32.72%まで低下させた後も含め、特段の条件を付す ことなく、今後、アジアインベストメントファンドら及びその関係者が株券等保有割合で 32.72%以上となる当社株式取得を目的とした当社株式に対する公開買付け(TOB)その他 の大規模買付行為等を実施しない旨を法的に有効な形で誓約しない限り、本誓約書は、当社 言及誓約書には該当しないものと考えております。」という見解を示しています。

しかしながら、以上の見解は、全くの誤解であり、当社らは、株券等保有割合を 32.72% まで低下させた後に東京機械製作所の株式の公開買付け (TOB) その他の大規模買付行為等を実施する予定はなく、大規模買付行為等を実施する可能性を留保していません。したがって、当社らは、特段の条件を付すことなく、東京機械製作所の株式について、株券等保有割合 32.72%まで低下させた後に公開買付け (TOB) その他の大規模買付行為等を実施しないことについて、本誓約補充書及び本適時開示書面をもって、改めて、お約束いたします。このことは、本誓約書の第1項で誓約したとおりです。

なお、当社らが、ADC 開示(11/17・18)において述べたのは、東京高等裁判所による令和3年11月9日決定(最高裁判所の同月18日決定で維持されています。)が、「本件対応方針…によれば、既に具体化している大規模買付行為等が企図されなくなった後においては、本件対応方針の適用は想定されておらず、また、相手方(注:東京機械製作所のこと)取締役会において、企業価値ひいては株主の共同利益の向上等の観点から、独立委員会の意見も踏まえ、本件対応方針を随時見直し、本件対応方針の変更の余地を認めているから、抗告人

6 (注:当社らのこと) が市場内取引による取得から公開買付け (TOB) に移行した場合に おいても、将来的に抗告人らの持株比率が低下することが確実であるとまではいえず、これをもって抗告人らの株主権を過剰に制限するものであるともいえない。」 (25 頁。太字下線は当社らが付しました。) と判断していることを踏まえて、当社らは、既に具体化している大規模買付行為等については、これが、強圧性ある方法によるものであったという御批判を受けていることについて真摯に反省をし、まずはこれを撤回して速やかに原状回復をすることと、仮に、その後、別途、新たな大規模買付行為等を行うとした場合であったとしても、もちろん突然公開買付け (TOB) を開始するということはせず、東京機械製作所の定めたルールを遵守し、まずは、具体的な経営方針・事業計画をお示しするなどの情報提供をした上で、東京機械製作所の独立委員会や株主総会の御承認を得ることができなければこれを開始することはしないということを述べたものです。そこで、当社らは、本誓約書及びADC 開示(11/17・18)による誓約等は、上記の司法判断を踏まえれば、東京機械製作所の 2021年10月6日付け「臨時株主総会招集ご通知」(以下「本件招集通知」といいます。) 39 頁下から 2 行目に記載の東京機械製作所が「予定」している「本新株予約権の無償割当ての実行を留保又は中止する」場合に該当すると考えておりました。

もっとも、冒頭で申し上げたとおり、当社らは、何より、②本件対抗措置の不利益を回避すること、そのために、東京機械製作所に本新株予約権無償割当ての実行を中止していただくことを優先するという判断をしております。これは、当社も、上場会社として多くの株主が存在することから、当社らの資産を保全することは、当社の取締役の善管注意義務・忠実義務の内容をなしているということに基づいております。

そこで、当社らは、東京機械製作所に対し、本日、本誓約補充書(別紙 2)を差し入れ、TKS 書面(11/19。別紙 1)による東京機械製作所の見解が誤解であることを指摘するとともに、東京機械製作所の独立委員会が、本誓約補充書及び本適時開示によっても、本件招集通知書 39 頁下から 2 行目に記載の東京機械製作所が「予定」している「本新株予約権の無償割当ての実行を留保又は中止する」場合に該当しないと客観的に判断するということであれば、当該場合に該当するようにするために、当社らが具体的に何をすればよいのかを客観的に御指摘いただければ、当社らはそのように改める旨を回答しております。

以上

2021年11月19日

アジアインベストメントファンド株式会社 御中 アジア開発キャピタル株式会社 御中

> 株式会社東京機械製作所 代表取締役社長 都並 清史

貴社らの11月17日付け誓約書等について

拝啓 益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

当社は、貴社らから 2021 年 11 月 17 日付け誓約書(以下「本誓約書」といいます。)を受領し、それを踏まえ、同日付けで、第1回 A 新株予約権の無償割当て(以下「本新株予約権の無償割当て」といいます。)の実行を留保することを決定し、その旨公表いたしました。

本誓約書は、それ自体の文言上は、2021年8月30日付け「当社株式の大規模買付行為等への対応方針に基づく新株予約権の無償割当て及び株主意思確認を臨時株主総会において行うことに関するお知らせ」の5頁で当社が言及していた誓約書(以下「当社言及誓約書」といいます。)のとおりとなっておりますが、他方で、貴社らは、2021年11月17日付け「株式会社東京機械製作所に対する誓約書の差入れに関するお知らせ」と題するプレスリリース(以下「11月17日付けプレスリリース」といいます。)において、当社株式に係る株券等保有割合を32.72%まで低下させた後に当社株式に対する公開買付け(TOB)その他の大規模買付行為等を実施(移行)する可能性を示唆しており、また、2021年11月18日付け「株式会社東京機械製作所による新株予約権無償割当ての差止仮処分命令を求める申立てに係る許可抗告及び特別抗告の申立てに対する棄却決定のお知らせ」と題するプレスリリース(11月17日付けプレスリリースと併せて、以下「本件プレスリリース」といいます。)においても、当社株式に係る株券等保有割合を32.72%まで低下させた後に新たに当社株式の大規模買付行為等を実施する可能性を示唆しております。本件プレスリリースは、その体裁及び内容からして、客観的にみて、本誓約書と一体となって、実質的にその意味内容を限定し、条件を付すものと解さざるを得ません。

当社言及誓約書は「アジアインベストメントファンドら及びその関係者が、今後、アジアインベストメントファンドらによる当社株式を対象とする買集め行為を踏まえた当社株式の大規模買付行為等への対応方針に定義される大規模買付行為等(当該定義における『議決権割合』又は『株券等保有割合』の『20%』については『32.72%』に読み換えられるもの

とします。)を実施」しない旨を内容として含むべき誓約書であり、貴社らにおいて、当社株式に係る株券等保有割合を 32.72%まで低下させた後に当社株式に対する公開買付け (TOB) その他の大規模買付行為等を実施する可能性を留保しているのであれば、貴社らは、本誓約書の文言にかかわらず、「大規模買付行為等」を実施しない旨を誓約していないことは明らかです。

したがって、当社としては、貴社らが、本件プレスリリースにおける、当社株式に係る株 券等保有割合を 32.72%まで低下させた後において当社株式に対する公開買付け (TOB) そ の他の大規模買付行為等を実施(移行)する可能性を示唆している文言(「今もなお、東京 機械製作所の経営支配権の取得を目指していることに変わりはありません」等、同様の趣旨 の文言を含みます。)を本件プレスリリースと同様の形式により撤回し、貴社らが当社株式 に係る株券等保有割合を32.72%まで低下させた後も含め、特段の条件を付すことなく、今 後、貴社ら及びその関係者が株券等保有割合で 32.72%以上となる当社株式取得を目的とし た当社株式に対する公開買付け(TOB)その他の大規模買付行為等を実施しない旨を法的 に有効な形で誓約していただかない限り、本誓約書は、当社言及誓約書には該当しないもの と考えております。なお、付言すれば、最決令和3年11月19日により正当として是認さ れた東京高決令和3年10月29日(以下「原決定」といいます。)は、その決定文全体の趣 旨に鑑みれば、少なくとも、公開買付け(TOB)の方法に移行するのであれば貴社らが当社 株式に係る大規模買付行為等を行うことは許容される旨判示しているものでないことは客 観的に明らかであると考えており、貴社らが本件プレスリリースにおいて展開されている 主張は、原決定の判示の表現の一部のみを捉えた貴社ら独自の解釈に過ぎず、当社としては 到底受け入れられないと考えております。

つきましては、貴社らにおいて、本件プレスリリースにおける、当社株式に係る株券等保有割合を32.72%まで低下させた後において当社株式に対する公開買付け(TOB)その他の大規模買付行為等を実施する可能性を示唆している文言(「今もなお、東京機械製作所の経営支配権の取得を目指していることに変わりはありません」等、同様の趣旨の文言を含みます。)を本件プレスリリースと同様の形式により撤回いただいた上で、貴社らが当社株式に係る株券等保有割合を32.72%まで低下させた後も含め、今後、貴社ら及びその関係者が株券等保有割合にして32.72%以上となる当社株式取得を目的とした当社株式に対する公開買付け(TOB)その他の大規模買付行為等を実施しない旨を誓約いただけるか否かについて、2021年11月22日の午後6時までにご回答いただけますと幸いです。

本新株予約権の無償割当ての実行を中止するか否かについては、上記の貴社らからのご 回答も踏まえて、当社独立委員会へ諮問をし、当社独立委員会からの勧告を最大限尊重の上、 取締役会で審議し、決定いたします。

敬具

2021年11月22日

株式会社東京機械製作所 代表取締役社長 都 並 清 史 殿

> アジアインベストメントファンド株式会社 代表取締役社長 アンセム ウォン シュウセン アジア開発キャピタル株式会社 代表取締役社長 アンセム ウォン シュウセン

「貴社らの11月17日付け誓約書等について」と題する書面を踏まえた誓約書の補充書

拝啓 時下ますます御清栄のこととお慶び申し上げます。

当社らは、貴社から受領した 2021 年 11 月 19 日付け「貴社らの 11 月 17 日付け誓約書等について」(以下「TKS 書面(11/19)」といいます。) と題する書面について、以下のとおり回答します。

まず、冒頭に申し上げたいことは、当社らは、現在、①今般の司法判断を遵守して行動するということと、②貴社に対する誓約及びその遵守により、貴社に本新株予約権無償割当ての実行を中止していただき、本件対抗措置の不利益を回避するという判断をしたということでございます。このことは、当社らが貴社に差し入れた 2021 年 11 月 17 日付け誓約書(以下「本誓約書」といいます。)並びに同日付け東証適時開示「株式会社東京機械製作所に対する誓約書の差入れに関するお知らせ」(以下「ADC 開示(11/17)」といいます。)及び同月 18 日付け東証適時開示「株式会社東京機械製作所による新株予約権無償割当ての差止仮処分命令を求める申立てに係る許可抗告及び特別抗告の申立てに対する棄却決定のお知らせ」(以下「ADC 開示(11/18)」といい、ADC 開示(11/17)と併せて「ADC 開示(11/17・18)」といいます。)に記載したとおりです。

これに対し、貴社は、TKS 書面(11/19)において、「当社株式に係る株券等保有割合を 32.72%まで低下させた後に新たに当社株式の大規模買付行為等を実施する可能性を示唆しております。」、「貴社らにおいて、当社株式に係る株券等保有割合を 32.72%まで低下させた後に当社株式に対する公開買付け(TOB)その他の大規模買付行為等を実施する可能性を留保しているのであれば、貴社らは、本誓約書の文言にかかわらず、「大規模買付行為等」を実施しない旨を誓約していないことは明らかです。」、「当社としては、アジアインベストメントファンドらが、本件プレスリリースにおける、当社株式に係る株券等保有割合を 32.72%まで低下させた後において当社株式に対する公開買付け(TOB)その他の大規模買付行為等を実施(移行)する可能性を示唆している文言(「今もなお、東京機械製作所の経営支配権の取得を目指していることに変わりはありません」等、同様の趣旨の文言を含みます。)を本件プレスリリースと同様の形式により撤回し、アジアインベストメントファンドらが当社株式に係る株券等保有割合を 32.72%まで低下させた後も含め、特段の条件を付すことなく、今後、アジアインベストメントファンドら及びその関係者が株券等保有割合で 32.72%以上となる当社株式取得

を目的とした当社株式に対する公開買付け(TOB)その他の大規模買付行為等を実施しない旨を法的に有効な形で誓約しない限り、本誓約書は、当社言及誓約書には該当しないものと考えております。」という見解を示されています。

しかしながら、上記の貴社の見解は全くの誤解であり、当社らは、株券等保有割合を 32.72% まで低下させた後に貴社株式の公開買付け (TOB) その他の大規模買付行為等を実施する予定はなく、大規模買付行為等を実施する可能性を留保していません。したがいまして、当社らは、特段の条件を付すことなく、貴社株式について、株券等保有割合 32.72%まで低下させた後に、公開買付け (TOB) その他の大規模買付行為等を実施しないことを、改めて、お約束するとともに、本日付けで本書面を貴社に送付したことを適時開示させていただきます。

なお、当社らが、ADC 開示(11/17・18)において述べたのは、東京高等裁判所の御判断(令和3年11月9日決定。最高裁判所の同月18日決定で維持されています。)が、「本件対応方針…によれば、既に具体化している大規模買付行為等が企図されなくなった後においては、本件対応方針の適用は想定されておらず、また、相手方(注:貴社のこと)取締役会において、企業価値ひいては株主の共同利益の向上等の観点から、独立委員会の意見も踏まえ、本件対応方針を随時見直し、本件対応方針の変更の余地を認めているから、抗告人ら(注:当社らのこと)が市場内取引による取得から公開買付け(TOB)に移行した場合においても、将来的に抗告人らの持株比率が低下することが確実であるとまではいえず、これをもって抗告人らの株主権を過剰に制限するものであるともいえない。」(25頁)としていることを踏まえたものです。

もっとも、冒頭で申し上げたとおり、当社らは、何より、本件対抗措置の不利益を回避すること、そのために、貴社に本新株予約権無償割当ての実行を中止していただくことを優先するという判断をしております。そこで、貴社の独立委員会が、本書面及び本日付け適時開示を踏まえても、なお、貴社の2021年10月6日付け「臨時株主総会招集ご通知」39頁下から2行目に記載の貴社が「予定」している「本新株予約権の無償割当ての実行を留保又は中止する」場合に該当しないと客観的に御判断なされるということであれば、当該場合に該当するようにするために、当社らが具体的に何をすればよいのかを客観的に御指摘いただければ、そのように改めますので、御指示ください。

以上